

# 生活福祉資金貸付事業

この制度については、次の要件があります。

## 1. 世帯単位の貸付

生活福祉資金の貸付は、基本的に個人ではなく、世帯を単位として貸し付けるもので、原則として世帯主が借り受け申込者となります。また、会社組織や団体への貸付は認めていません。

## 2. 連帯保証人が必要

連帯保証人は借受人と連帯して債務を負担することになります。※修学資金は別扱い

## 3. 民生委員の相談援助が前提

借り入れ相談から申込、貸付、償還中と、あらゆる場面において民生委員の相援助活動を前提としています。民生委員の相談援助が受けられない場合、貸付できない場合があります。

## 4. 他制度優先

他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合には、他制度を優先して活用していただくことになります。

## 5. 発注・購入・支払い済みの経費は対象外

貸付決定前に発注や購入、支払い等を行った場合、対象外となります。